

居宅介護支援事業者自己点検表

記入年月日	令和 年 月 日										
法人名											
代表者（理事長）名											
介護保険事業所番号	2										居宅介護支援
事業所	名称										
	所在地										
記入担当者職・氏名	(職)				(氏名)				連絡先電話番号	- -	

□ 自主点検表記載にあたっての留意事項

(1) チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

(2) その他については、具体的に記載してください。

(1) チェック項目

I (基本方針)

項目	内 容	適	不適	根拠
1 基本方針	指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第3条
	指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業者は、居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

II (人員に関する基準)

項目	内 容	適	不適	根拠						
1 介護支援専門員の員数	介護支援専門員の員数 (月勤務実績)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第4条						
	常勤専従				常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務			
	人				実数 換算数	人	実数 換算数	人	実数 換算数	人
	介護給付費請求書—居宅介護支援の請求件数(直近3ヶ月の実績)									
	月分				月分	月分	月分			
	件				件	件	件			
	常勤の介護支援専門員が1名以上従事しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							

	介護支援専門員の員数が44:1の基準を満たしているか。 もしくは、上記の規定にかかわらず、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は、常勤の介護支援専門員の配置は49:1の基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 管理者	常勤の管理者を配置しているか。 主任介護支援専門員でなければならない。 ※ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。 ※（管理者に係る経過措置） 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている事業所については、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例 第5条
	管理者は、専らその職務に従事しているか。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） ※ 他の事業所とは、必ずしも指定居宅サービス事業を行う事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものである。 ※ 指定居宅介護支援事業所の管理者は、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの申込み等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が介護支援専門員を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。 ※（管理者に係る経過措置） 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている事業所については、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法 82 則 114

Ⅲ（運営に関する基準）

項 目	内 容	適	不適	根拠
1 内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例 第6条
	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであるため、次の項目について文書を交付して説明し、理解したことについて署名を得ているか。 ・利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。 ・利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

5 要介護認定等の申請に係る援助	被保険者の要介護認定に係る申請について、申請の代行を依頼された場合等において利用申込者の意思を踏まえて、必要な協力を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第10条
	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 身分を証する書類の携行	介護支援専門員証を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第11条
7 利用料等の受領	指定居宅介護支援を提供した際に、利用者から受ける利用料（法定代理受領以外）と、法定代理受領との間で、不合理な差額が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第12条
	通常の事業実施地域内で居宅介護支援の提供を行う場合、交通費の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の選定により通常の事業実施地域外で居宅介護支援の提供を行う場合、それに要した交通費の額以外の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の選定により通常の事業実施地域外で居宅介護支援提供を行う場合、それに要した交通費の支払いについて、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該居宅介護支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 保険給付の請求のための証明書の交付	提供した指定居宅介護支援について、利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第13条
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第14条
	自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	（介護支援専門員による居宅サービス計画の作成） 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第15条第1号
	（指定居宅介護支援の基本的留意点） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第15条第2号
	（身体的拘束等） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行っているか。 上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第15条第2号2
	（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用） 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第15条第3号

	<p>(総合的な居宅サービス計画の作成)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>※ 居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。</p>	□	□	市基準条例 第15条 第4号
	<p>(利用者自身によるサービスの選択)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>※特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。</p>	□	□	市基準条例 第15条 第5号
	<p>(課題分析の実施)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。</p> <p>※ 課題分析の実施【基準第13条第6号】</p> <p>居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなる。課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものであるが、この課題分析の方式については、別途通知するところによるものである。</p>	□	□	市基準条例 第15条 第6号
	<p>(課題分析における留意点)</p> <p>介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>※ 課題分析における留意点【基準第13条第7号】</p> <p>介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。</p> <p>また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、草津市条例第31条の規定に基づき、当該記録は、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p>	□	□	市基準条例 第15条 第7号

	<p>(居宅サービス計画原案の作成)</p> <p>介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第8号
	<p>(サービス担当者会議等による専門的意見の聴取)</p> <p>介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>※やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等が想定される。</p> <p>※末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定している。なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されない。</p> <p>※当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、草津市条例第31条の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならない。また、上記の担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。</p>	□	□	市基準条例第15条第9号
	<p>(居宅サービス計画の説明及び同意)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第10号
	<p>(居宅サービス計画の交付)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第11号
	<p>(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第12号
	<p>課題分析から居宅サービス計画の利用者への交付までの一連の業務について、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合等において、その業務の順序が基準に沿わなかった場合にあっても、それぞれに位置づけられた個々の業務は事後的にできるだけ速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じてサービス計画を見直すなど、適切に対応しているか。</p>	□	□	老企第22号 2-3-(7)
	<p>(居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第13号

	<p>介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師、薬剤師に提供しているか。</p> <p>※ここでいう「主治の医師」は、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。</p>	□	□	市基準条例第15条第16号の2
	<p>(モニタリングの実施)</p> <p>介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</p> <p>①テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>i 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p>iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること</p> <p>ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>※「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。</p>	□	□	市基準条例第15条第14号
	<p>(居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取)</p> <p>介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>※ やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。</p> <p>※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、草津市条例第31条の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならない。また、上記の担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。</p>	□	□	市基準条例第15条第15号
	<p>(居宅サービス計画の変更)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行っているか。</p> <p>※ 軽微な変更の場合を除く</p>	□	□	市基準条例第15条第16号

	<p>(介護保険施設への紹介その他の便宜の提供) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第17号
	<p>(介護保険施設との連携) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第18号
	<p>(居宅サービス計画の届出) 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助が中心の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届けて出ているか。 ※平成30年10月1日から施行のため、施行日以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。 ※回数⇒「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として、平成30年4月に国が定め、6か月の周知期間を設けて10月から施行。 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」(平成30年厚生労働省告示第218号)(H30.5.2告示) ⇒ 平成30年10月1日施行 ○厚生労働大臣が定める回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1 → 1月につき27回 ・要介護2 → 1月につき34回 ・要介護3 → 1月につき43回 ・要介護4 → 1月につき38回 ・要介護5 → 1月につき31回 <p>○届出の対象となる訪問介護の種類 → 生活援助中心型サービス</p>	□	□	市基準条例第15条第18号の2
	<p>介護支援専門員は、勤務する事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下、サービス費という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第18号の3
	<p>(主治の医師等の意見等) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護または定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めているか。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護または看護小規模多機能型居宅介護については、訪問看護サービスを利用する場合に限る。 ※ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。</p>	□	□	市基準条例第15条第19号
	<p>主治の医師等の意見を求めた場合において、介護支援専門員は、主治の医師等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を、意見を求めた主治の医師等に交付しているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第19号の2

	<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護等前項の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p> <p>特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。</p> <p>※主治の医師等の指示内容(必要性、具体的な実施方法、実施期間等)が「居宅介護支援経過」に記録されているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第20号
	<p>(短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画への位置づけ)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第21号
	<p>(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映)</p> <p>介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。</p> <p>福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しているか。</p> <p>なお、福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法等を行っているか。</p> <p>※福祉用具貸与に係る、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を記載した居宅サービス計画は、通常の居宅サービス計画変更時と同様に、利用者への説明、同意並びに利用者及び担当者に交付しなければならない。</p>	□	□	市基準条例第15条第22号 市基準条例第15条第23号
	<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p> <p>なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえているか。</p>	□	□	
	<p>(認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映)</p> <p>介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第24号
	<p>(指定介護予防支援事業者との連携)</p> <p>介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者にかかる必要な情報を提供する等の連携を図っているか。</p>	□	□	市基準条例第15条第25号

	<p>(指定介護予防支援業務の受託に関する留意点)</p> <p>地域包括支援センターの設置者である指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第15条第26号
	<p>地域ケア会議から資料・情報の提供、意見の開陳、その他協力の求めがあった際にはこれに協力しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第15条第27号
	<p>記録は、整備し、起算日から5年間保存しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第31条第2号
1 1 法定代理受領サービスに係る報告	<p>指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第16条
	<p>指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1 2 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	<p>指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第17条
1 3 利用者に関する市町村への通知	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>一 正当な理由なしに法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第18条
1 4 管理者の責務	<p>指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第19条
1 5 運営規程	<p>運営規程には、次の事項が定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営方針（有・無） ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容（有・無） <p>※介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業日及び営業時間（有・無） ・ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額（有・無） <p>※利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の事業の実施地域（有・無） <p>※客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを妨げるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止に関する条項（有・無）※変更届不要 ・ その他運営に関する重要事項（有・無） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第20条

16 勤務体制の確保	<p>指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第21条
	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(研修機会の確保)	<p>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>特に、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17 業務継続計画の策定等	<p>事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第21条の2
	<p>事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 設備及び備品等	<p>指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>※ 基準第20条に掲げる設備及び備品等については、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えないこと。なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。</p> <p>指定居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第22条
19 従業員の健康管理	<p>従業員の清潔保持、健康状態の管理や設備、備品の衛生管理を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第23条
20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	<p>事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③当該事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例第23条の2

<p>2 1 掲 示</p>	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>※ 掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）</p> <p>① 運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など）</p> <p>② 従業員の勤務体制</p> <p>③ 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について</p> <p>④ 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）</p> <p>⑤ 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、滋賀県国民健康保険団体連合会など）</p> <p>※重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>市基準条例 第 2 4 条</p>
	<p>事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	
<p>2 2 秘密保持等</p>	<p>従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。</p> <p>従業者であった者は、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 事業者は、当該事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。</p> <p>※ 従業員の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>市基準条例 第 2 5 条</p>
	<p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 （同意書様式：有 無、利用者：有 無、利用者の家族：有 無）</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	
<p>2 3 広 告</p>	<p>内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>市基準条例 第 2 6 条</p>
<p>2 4 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等</p>	<p>指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>市基準条例 第 2 7 条</p>
	<p>指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	
	<p>指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	
<p>2 5 苦情処理</p>	<p>自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。具体的には、当該指定居宅介護支援事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>市基準条例 第 2 8 条</p>
	<p>指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。なお、基準第 29 条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければならない。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	

	<p>指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けて取組を自ら行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力しているか。また、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26 事故発生時の対応	<p>居宅介護支援の提供により事故は発生していないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例 第 29 条
	<p>居宅介護支援事業に対応する損害賠償保険に加入しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。なお、基準第 29 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5 年間保存しなければならない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27 高齢者虐待の防止	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例 第 29 条の 2
28 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業とその他の事業とに区分して会計処理しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例 第 30 条
29 記録の整備	<p>指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例 第 31 条

	<p>指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、次の起算日から5年間保存しているか。</p> <p>一、当該居宅介護支援に係る契約の終了の日から5年間。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画（ケアプラン） <p>二、そのサービスを提供した日から5年間。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅サービス事業者との連絡調整に係る記録。 ・ アセスメントの結果の記録 ・ サービス担当者会議に記録 ・ モニタリングの結果の記録 ・ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故状況及び事故に際して採った処置についての記録 <p>三、通知の日から5年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への通知に係る記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30 電磁的記録等	<p>1 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面（被保険者証に関するものを除く。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市基準条例 第33条
31 変更届出の手続	<p>運営に関する基準について、変更届出提出の該当事項があった場合、速やかに変更届出を草津市に提出しているか。</p> <p>※ 変更した日から10日以内に提出すること。 (具体的な事項：)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法 82 則 133